

ご利用  
ください！

# 経営なんでも随時相談！！

専門家相談員：弁護士・税理士・社会保険労務士・司法書士・  
中小企業診断士・ITコーディネーター

事業を続けていくと「こういう場合どうしたらいいだろう…」「こういう手続きはどうやるんだろう、いくらかかるんだろう」というようなちょっとした疑問などが結構ありませんか？でも、大げさに専門機関などに聞くほどでもないし…。

そのようなほんの少しの疑問や相談でも、気軽に専門家による相談ができるよう相談窓口を設置いたしました。

## お気軽にご相談ください！！



### 相談会の流れ

会議所に連絡



専門家と事業所の  
日程調整



相談会実施

## まずは、商工会議所までご連絡ください。

できる限り迅速に専門家と相談できる日程を調整いたします。

野田商工会議所 中小企業相談所  
野田商工会議所 経営安定特別相談室

野田市中野台168-1  
樺のホール5階

TEL.04-7122-3585 FAX.04-7122-7185  
E-mail: info@nodacci.or.jp



04-7122-7185  
info@nodacci.or.jp



下記にご記入の上、FAX かメールにてお申し込み下さい。

# 経営なんでも随時相談会申込書

☞ 必要事項を全てご記入ください。

|      |   |      |                          |
|------|---|------|--------------------------|
| 事業所名 |   | 業 種  |                          |
| 所在地  | 〒 |      |                          |
| 電 話  |   | FAX  |                          |
| 代表者名 |   | 相談者名 | ※代表者と別の方が来られる場合はご記入ください。 |

※ご記入いただいた情報は、当所からの各種連絡・情報提供の為に利用する他、研修会参加者の実態調査・分析のために利用することがございます。

☞ 相談について ※相談時間は、原則としてお一人様60分です。

|                          |                              |       |       |
|--------------------------|------------------------------|-------|-------|
| 相談概要                     | [記入例: 法人登記の手続きについて...]       |       |       |
| 希望日程                     | 第1希望日                        | 第2希望日 | 第3希望日 |
|                          | ※日程調整するため、最低3日分の希望日をご記入ください。 |       |       |
| 相談内容<br>※具体的に<br>ご記入ください |                              |       |       |
|                          |                              |       |       |
|                          |                              |       |       |
|                          |                              |       |       |
|                          |                              |       |       |
|                          |                              |       |       |

※日程調整後、改めてご連絡いたします。

|          |        |              |        |          |
|----------|--------|--------------|--------|----------|
| 会議所事務処理欄 | 受付 月 日 | 区分 : 会 員・非会員 | 受付担当 : | 確認連絡 済・未 |
|----------|--------|--------------|--------|----------|